第1号通所事業(デイサービス) 重要事項説明書

<u>令和</u> 年 月 日

様

株式会社きわなみ デイサービスセンターここわ 当事業所は利用者に対して第1号通所事業を提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上にご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

1 第1号通所事業を提供する事業者について

事業者名称	株式会社きわなみ
代表者氏名	代表取締役 奥西 陽子
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	山口県宇部市大字際波725番地6 電話:0836-39-3303
法人設立年月日	平成19年 3月 6日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンターここわ
介護保険指定事業所番号	指定事業所番号: 3570203574
事業所所在地	山口県宇部市大字際波701番地
連 絡 先相談担当者名	電話番号:0836-45-0500 管理者:工藤 亜実
事業所の通常の 事業の実施地域	宇部市・山陽小野田市
利 用 定 員	25人

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社きわなみが開設する第1号通所事業は(以下「事業」という。) 居宅において介護予防状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供 することを目的とする。
運営の方針	事業所の第1号通所事業従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り又は要介護状態になることを予防し自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から土曜日(祝日を含む)までとする。 ただし12月31日から1月3日までを除く。	
営	業時	間	8時30分から17時30分までとする(祝日も同じ)。	
サー	-ビス提供師	寺間	9時30分から16時45分までとする。	

(4) 事業所の職員体制

管理者 工藤 亜実

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成 するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 第1号通所事業の実施状況の把握及び通所介護計画の変更 を行います。	常 勤 1名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 7名
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常 勤 5名 非常勤 2名
機能訓練 指導員	1 通所介護計画に基づき、ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退防止する訓練を行います。	非常勤 2名
看護職員	1 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するととも に、健康保持のための適切な措置を講. じます。また、そ の他通所介護計画に基づく看護、利用者の健康促進に係る 相談等、必要な援. 助を行います	非常勤 2名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
第1号通所介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

	食事の提供及び 介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び 介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や、洗髪などを行います。
日常生活上	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行い ます。
の世話	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行い ます。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介 助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお 手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を 通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常 生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	レクリエーショ ンを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用し た訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。

(2) 第1号通所事業者の禁止行為

- 第1号通所事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 料金の1割額(一定以上所得者の場合は2割又は3割)がご利用者様負担額となります。

サービス利用料金 (1カ月当り)		利用料	利用者負担額		
		基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
田本松 1	通常の場合	16,720円	1,672円	3,344 円	5,016円
要支援1	日割の場合	550 円	55 円	110 円	165 円
要支援2	通常の場合	34, 280 円	3,428円	6,856円	10, 284 円
	日割の場合	1,130円	113 円	226 円	339 円

- ※ 日割りとなる場合とは、以下のような場合で、()内の日をもって日割り計算を行います。
 - ・月途中からサービス利用を開始した場合(契約日)
 - ・月途中でサービス利用を終了した場合(契約解除日)
 - ・月途中に要介護から要支援に変更になった場合(変更日)
 - ・月途中に要支援から要介護に変更になった場合(変更日)
 - ・同一市町村内で事業所を変更した場合(変更日)

※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。 償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(4)要介護区分に属しない加算

加 算		利用料	利用者負担額			算定回数等
ДИ	加 算	作1/円作4 	1割負担	2割負担	3割負担	异足凹数守
介護職員処: (I	遇改善加算	所定単位数 の 59/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を 加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員等 善加算		所定単位数 の 10/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を 加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員等 プ等支		所定単位数 の 11/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を 加えた総単位数 (所定単位数)

- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいった んお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添え てお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってくださ い。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び第 1 号通所事業従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月(又は翌翌月)の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は1月につき利用料が週1 回程度利用は3,760円(利用者負担376円)、週2回程度利用(要支援2又は事業対象者)は7,520円(利用者負担752円)減額されます。
- ※ 「同一建物」とは、第1号通所事業所と構造上又は外形上、一体的な建物をいいます。
- ※ 1単位=10.00円で計算しています。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合は、実施地域を越えた地点からキロメートルあたり20円を実費としてご負担頂きます。			
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただい た時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。			
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です		
	12 時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の 50%を請求いたします。		
	12 時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の 100%を請求いたします。		
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
③ 食事提供費用	600円(1食当り 食材料費及び調理コスト)			

④ おむつ代	実費精算	
⑤ 日常生活費	110円(内訳:娯楽・日用品費など)消費税込み	
⑥ 複写物の交付	複写物を必要とする場には実費負担となります。1枚につき20円	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
その他の費用の請求方法等	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、 その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のい ずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、通所介護計画を作成します。なお、作成した通所介護計画は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 第1号通所事業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が 行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ない ます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者:工藤 亜実

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の 適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努 めるものとします。 利用者及びその ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービ 家族に関する秘 ス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由な 密の保持につい く、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後にお 7 いても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持 させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、 その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の 個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙 によるものの他、電磁的記録を含む。) については、善良な管理者の注 個人情報の保護 意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものと について します。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開 示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められ た場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正 等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用 者の負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する第 1 号通所事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 心身の状況の把握

第1号通所事業の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス の利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 第 1 号通所事業の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、 利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 第 1 号通所事業の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを 行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:(毎年2回 4月・11月)

16 衛生管理等

- ① 第1号通所事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 第1号通所事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

ア 提供した第 1 号通所事業に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 デイサービスセンターここわ	所 在 地:宇部市大字際波701番地 電話番号:0836-45-0500 受付時間:8時30分~17時30分
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地:宇部市常盤町1丁目7番1号
宇部市 高齢者総合支援課	電話番号:0836-34-8396
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地:山陽小野田市日の出1丁目1番1号
山陽小野田市 高齢福祉課	電話番号:0836-82-1172
【公的団体の窓口】	所 在 地:山口市朝田1980番7号
山口県国民健康保険団体連合会	電話番号:083-995-1010

18 重要事項説明の年月日

氏 名

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

第1号通所事業の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

	所 在	地	山口県宇部市大字際波725番地6	
事	法 人	、名	株式会社きわなみ	
業			代表取締役 奥西 陽子	印
者	事業所名 デイサービスセンターここわ			
	説明者氏名		管理者 工藤 亜実	囙

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、第1号通所事業の提供開始に 同意しました。

L. O 9. O / L ₀				
利用者	住 所			
	氏 名			印
署名代行者	住 所			
	氏 名	印	続柄	
代行理由	□契約者の	身体的状況により自筆が困難なため		
	□その他			
家族代表者	住 所			

印

続 柄